

## 東京都環境審議会「中間のまとめ」(案)の概要(案)

この「中間のまとめ」は、深刻化する“2つの温暖化”(地球温暖化とヒートアイランド現象)の問題に直面する東京において、実効性ある温暖化対策の制度を構築していくため、3つの制度について強化又は新設することについて、東京都環境審議会が都の諮問に対して検討してきた内容を中間的にとりまとめたものである。

### 【温暖化対策の基本理念】

- **環境配慮が内在化された社会システムの実現**  
エネルギーを大量消費する社会経済システムから脱却し、環境配慮が内在化された持続可能な社会へ転換するための社会的ルールの確立や都市づくりこそが、今まさに求められている東京の将来像である。
- **持続可能な社会の形成を担う各主体の社会的責任と役割**  
企業、都民、行政の各主体が温暖化問題に対する社会的責任を自覚し、積極的、主体的に取り組むことが、21世紀の社会において極めて重要である。

### 【実効性ある新たな制度の構築に当たっての基本的考え方】

- **事業者の積極的な取組が評価されるしくみ**  
事業者の積極的な取組が社会的に評価されることで、主体的な企業努力をさらに引き出し、実効性あるしくみとする。
- **行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ**  
事業者の取組をより高い水準に導くため、都が積極的な誘導策を講ずる。

### 【3つの制度の充実のポイント】

- **大規模事業者のCO<sub>2</sub>削減をより高い水準で推進**      **CO<sub>2</sub>削減の取組を「社会で評価」**  
「地球温暖化対策計画書制度」の強化

現行制度は、事業者による  
任意の削減目標の設定  
計画と結果の公表



都作成のガイドラインに基づき、総量削減目標をより高い水準に誘導  
事業者は取組を自己評価し、公表  
全体の取組状況を都も評価し、公表  
とくに優れた事業者を都が表彰

- **新築建築物の環境配慮設計を推進**      **建物の環境性能を「市場で評価」**  
「建築物環境計画書制度」の強化

建築物の環境性能の評価・公表  
緑化基準に基づく計画



環境配慮の分野にヒートアイランド対策を追加  
省エネ性能の評価基準をレベルアップ  
マンション購入者への環境性能の表示・説明の制度を新たに導入

- **家庭でのCO<sub>2</sub>削減を進めるラベリング制度を導入**      **環境配慮製品を「消費者が評価」**

製造者の省エネ製品の開発(省エネ法)  
省エネ性能のカタログ表示



販売者による、家電製品の省エネ性能のラベル表示・説明の制度を新たに導入  
(省エネの水準、消費電力量、電気料金、ノンフロン等を消費者に分かりやすいラベルで店頭表示)

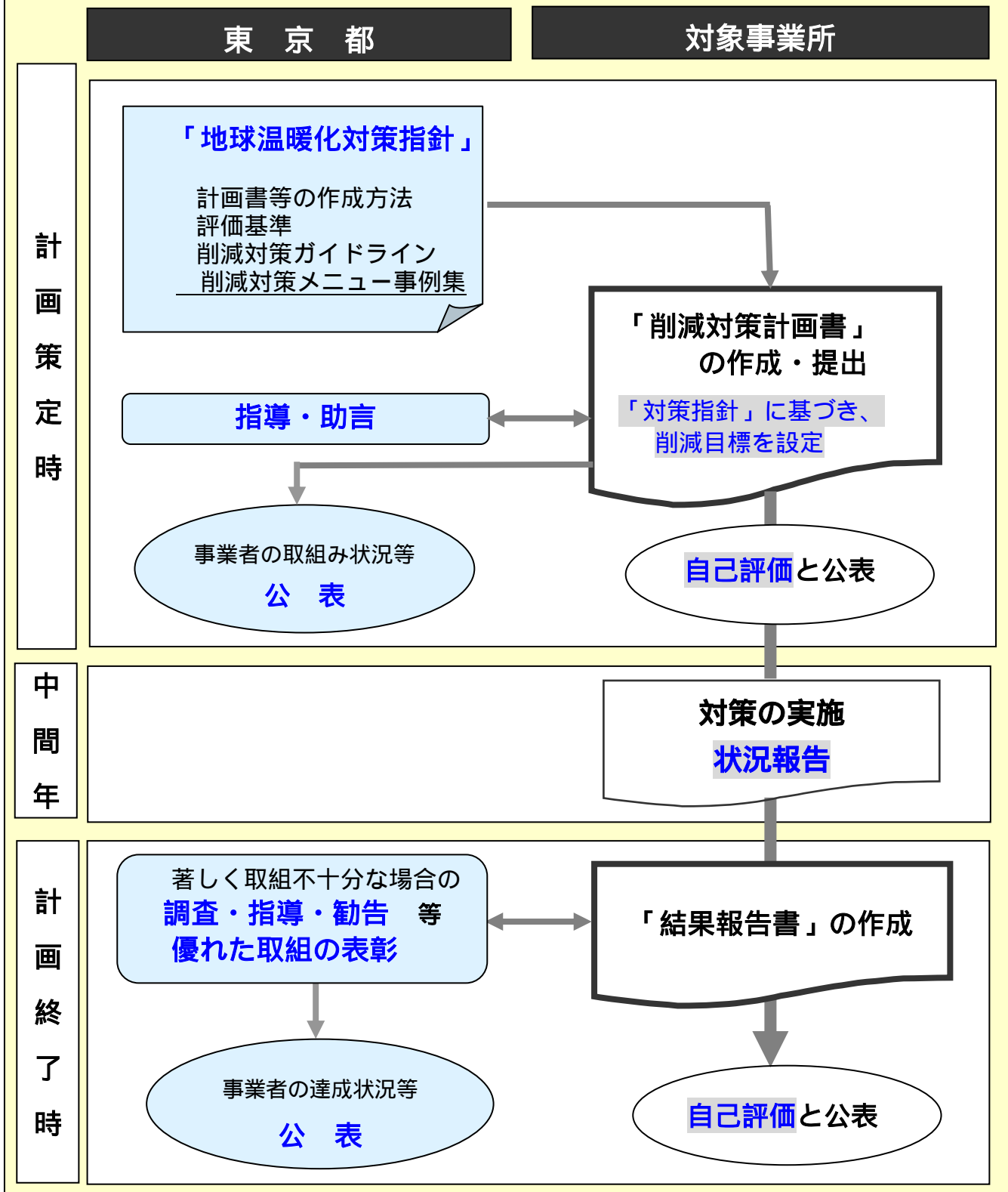
# 大規模事業所における CO<sub>2</sub> 削減の推進

対象事業者 : 一定量以上の CO<sub>2</sub> を排出する大規模事業所

(省エネ法の第1種, 第2種の対象範囲を基本に検討)

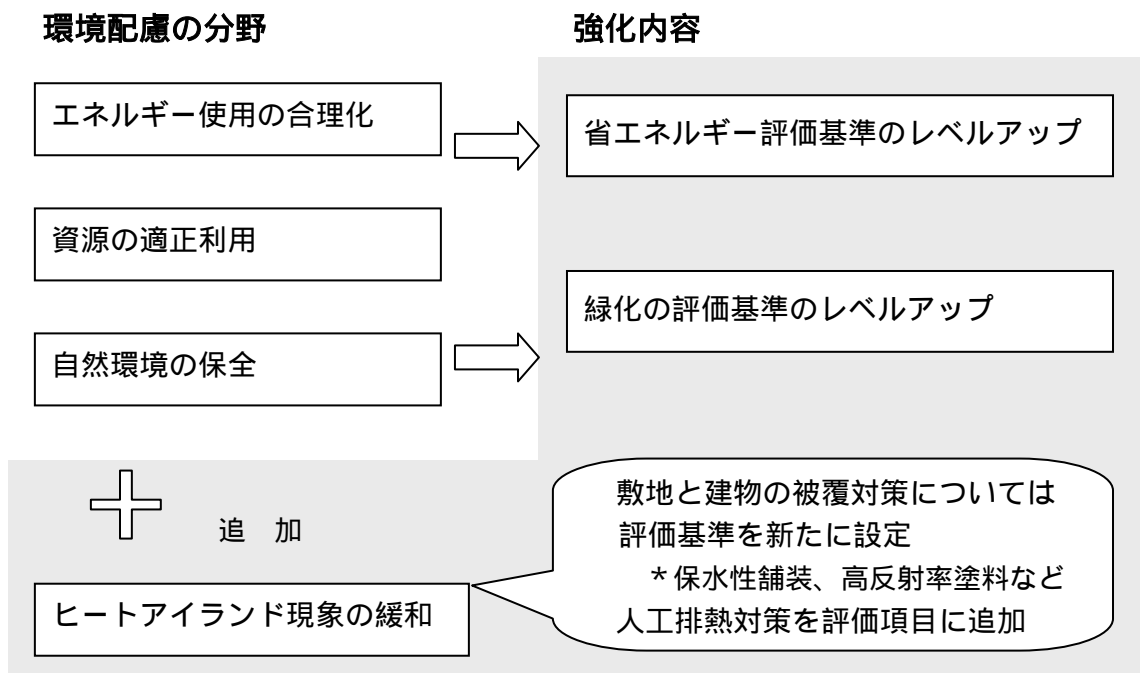
計画期間 : 5年間程度

## 制度フロー



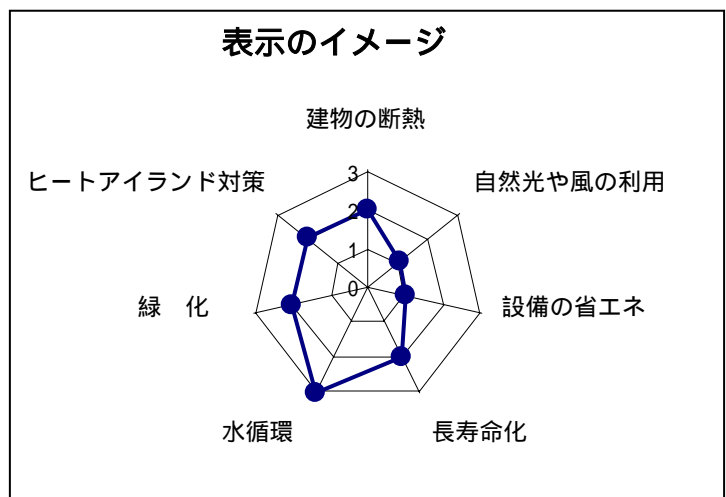
# 新築建築物等の環境配慮設計の推進

## ヒートアイランド対策、省エネルギー対策の強化



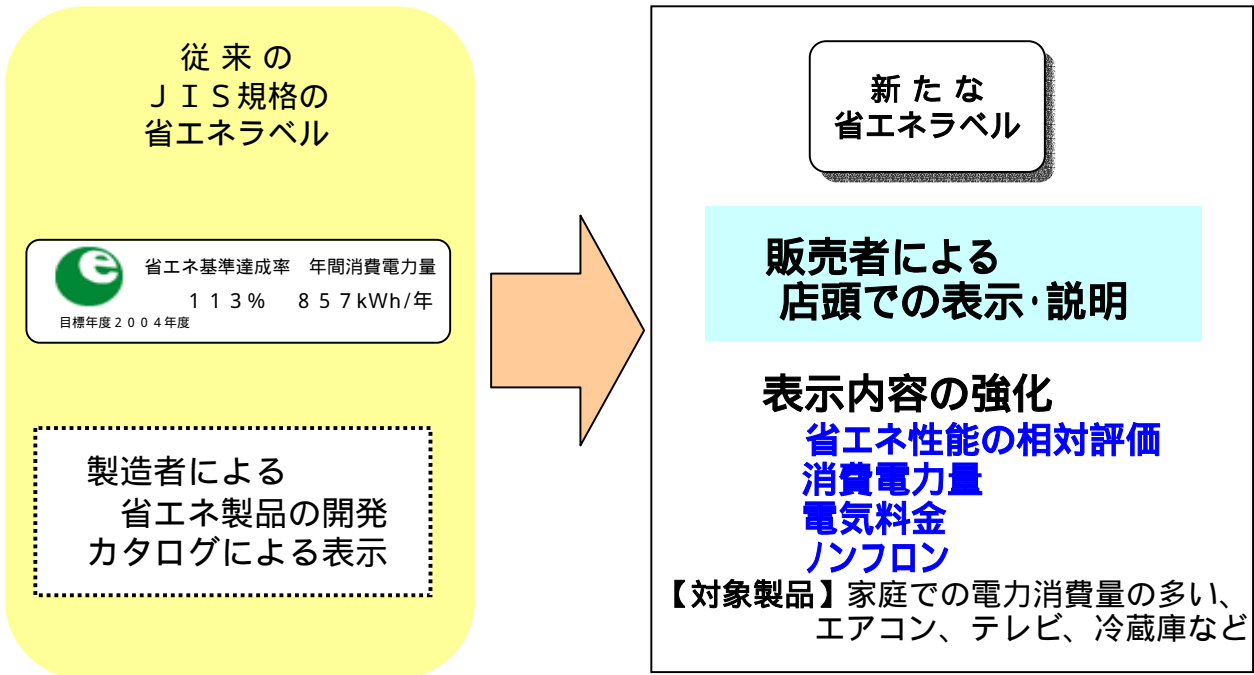
## マンションの表示のしくみの導入

マンション販売時に環境性能を表示、説明するしくみの導入



# 消費者への省エネ情報等の確実な伝達

## 新たなラベリング制度の創設 ～消費者にわかりやすいラベルの店頭表示～



(参考) 2004年春家電で"少"エネ  
新生活キャンペーンのラベル

